

議案第103号

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年12月11日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「913,000円」を「911,000円」に、「785,000円」を「783,000円」に、「649,000円」を「647,000円」に、「627,000円」を「625,000円」に、「608,000円」を「606,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の議員報酬の額を改定する必要がある。